

多治見市かわまちづくり協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域の景観、歴史、文化、観光基盤等の資源及び地域の創意工夫を活かし、市、事業者、地元住民及び河川管理者が連携し、土岐川とそこにつながるまちとを一体的に活性化する取組を推進するため、多治見市かわまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、協議を行う。

- (1) 国土交通省のかわまちづくり支援制度に登録するための、かわまちづくり計画の策定に関する事。
- (2) かわまちづくり計画の変更に関する事。
- (3) かわまちづくり計画に基づく事業の実施に関する事。
- (4) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める人数の範囲内において、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 河川関係団体関係者 2人
- (2) 産業観光関係者 8人
- (3) 地域関係者 4人
- (4) 河川及び道路に関する行政機関の職員 2人
- (5) 市の機関の職員 2人

3 協議会には、委員のほか、顧問、アドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する協議事項のうち、特定の事項を専門的に協議するため、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 前条第3項の規定は、専門部会の会議に準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、建設部道路河川課及び経済部産業観光課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、令和3年3月3日から施行する。